

事業者からの意見・提案及び回答一覧

平成29年11月30日

独立行政法人日本学生支援機構

【意見招請番号3】重要文書の保管・集配及び廃棄等業務

項番	カテゴリ	意見・提案	回 答
1	仕様書等について	業務履行期間平成29年4月1日（土）～平成32年3月31日（火）3年契約となっておりますが、移管にかなりの費用がかかることから期間を5年にするなどの検討は可能でしょうか。	委託予定件数は、奨学生採用者数の増加率及び奨学金制度の変更等を勘案のうえ積算します。委託期間については、積算した予定件数と実際の委託件数に大きな乖離が生じない期間として、3年が適当であると考えています。 一方、今後は返還誓約書の廃棄件数が年々増加していくことが見込まれるため、契約期間が長期である方が、廃棄予定件数の増に伴う単価の減額が期待できます。また、長期契約の方が、業務従事者の業務習熟が期待され、より円滑かつ効率的な業務履行が可能になること等、本機構にも利点が生じることが考えられます。 上記を考慮のうえ今後の契約期間について検討いたします。
2	仕様書等について	今回、移管元の住所が滋賀県東近江市と関東の業者からすると、距離もあるため移管費用がかなりかかってくることも入札に慎重になるとこともあるかと思えます。	受託者にご負担いただく移管費用の件も考慮し、上記回答とあわせ、契約期間について検討いたします。
3	仕様書等について	仕様書「10. 業務の引継ぎ」で運送を再委託する場合、新規受託業者が立ち会うこととありますが、現受託業者は了承しているのでしょうか（同業者が施設に入ることを嫌がる人が多いです）。	本件は、現受託業者の了承を得たうえで、仕様に記載しております。ご意見を踏まえ、新規事業者及び再委託した運送業者が立ち入る範囲、また引継の手順等について、仕様書に記載できるか検討いたします。

4	仕様書等について	入出庫作業の再委託を可能とし、保管場所が機構から50km以上離れているという制限の撤廃を希望します。	<p>本調達で取り扱う重要文書は、個人情報が発載された非常に重要な文書です。文書の重要性に鑑み、入出庫及び引抜・コピー等の各作業については受託者が直接雇用する従業員が取り扱うものとし、再委託は認められないとしておりました。しかし、雇用形態が多様化する社会情勢を踏まえ、例えば業務統括責任者（管理者）が受託者の正社員である場合は再委託を認めること等について、検討することとします。</p> <p>また、保管場所が機構から50km以上離れている要件については、広域災害が発生しても保管している重要文書の安全が確保できること、同時被災を避けることを目的として設定しております。ご意見を踏まえ、50km未満の場合でも文書の安全性の確保に係る提案が可能かどうか、またその審査基準等について、検討することとします。</p>
5	仕様書等について	文書箱の中身は内容不検査で授受するため、中身書類の有無の責任については問わないものと契約書に明記がない場合、当社では取扱いが出来ません。	現在の仕様において、委託開始時の、前受託者からの引取及び運送、新規事業者の倉庫内への搬入及び設置までの業務範囲において、文書箱の中身は内容不検査で委託しております。ご意見に基づき、「委託開始時の授受における文書箱に保管されている重要文書の有無の責任は問わない。」との文言を、契約書または仕様書に記載することが可能か、検討いたします。
6	入札等の日程について	1月末の入札日程となっておりますが、移管する箱数も多いため、移管準備として事前の打ち合わせ、手配等も必要になるためできれば12月中に入札を実施していただくとスムーズな移管も可能だと思います。	No.6と7は、まとめて回答いたします。 次回調達時は、移管箱数も10,000箱を超過し、現受託業者からの引継及び機材の準備等に本件以上に準備期間が必要と考えられるため、受託者が十分な準備期間を確保できるよう、できる限りご提案いただいた日程に近づけて、調達時期の前倒しを検討いたします。
7	入札等の日程について	入札公告から入札日まで1ヵ月以上あるため余裕と思いますが、開札から業務開始までの期間が短いと考えます。契約締結や現行業者との移管調整等もありますので、開札から2ヶ月程度の準備期間を希望します。	

8	競争参加資格や提出書類等について	プライバシーマーク、ISO9001を取得していることが参加資格に含まれているため、参加できる業者が少ないと思います（ISMSは殆どの業者が取得しています）。	No.8と9は、まとめて回答いたします。 プライバシーマークの必須要件は、前回調達時より撤廃しております。プライバシーマークを取得していない場合は、受託業者内の個人情報保護規程（写）、プライバシーポリシー（写）等、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを証明する書類をご提出いただき、本機構で確認したうえで競争参加資格の可否を決定しております。 また、ISO9001については、ご意見を踏まえ、次回調達時までに本業務における必要性を検討いたします。
9	競争参加資格や提出書類等について	プライバシーマークは社内規定でクリアと考えるが、ISO9001はISO27001のPDCAと重複する部分もある、主に製造業で取得する資格と考えるため、必須となると当社のみではなく各社参入しにくい資格と考えています。	